

第6回 唐津やきもん祭り



唐津やきもん食べ歩き



実施日時:平成 29 年 4 月 29 日(土・祝) 10 時

実施場所:唐津市中心市街地 ※JR 唐津駅集合

参加費用:**3,980円**(税込・保険料含)

募集人数:30名(最少催行人数 10名)

問い合わせ:(一社)唐津観光協会 よかばい旅倶楽部

電話(0955)74-3611

ランチ&
お土産付き!

【行程】 全行程徒歩移動・距離 3 km 所要時間 約4時間

JR唐津駅 === 唐津市近代図書館企画展『Karatsu 421』(見学) ===
 === 商店街でスイーツめぐり === 旧大島邸(外観見学) === 唐津神社春季例大祭(ふるまい酒) === (昼食)唐津迎賓館・唐津やきもん祭りテーマ展”お菓子と唐津焼”旧唐津銀行 ===
 === 解散 ※唐津やきもん祭りをお楽しみ下さい。

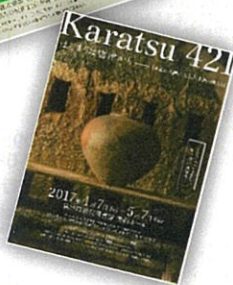
唐津迎賓館では、
唐津焼の器で楽しむ
コースランチをご用意します♪
※画像はイメージ



2017.4.23(sun) OPEN!



唐津市旧大島邸



第6回 唐津やきもん祭り『唐津やきもん食べ歩き』申込方法

- 申込方法：下の申込書に必要事項をご記入の上、FAX またはメールにてお申込み下さい。
- 申込〆切：平成29年4月18日（火）
- 申込受付：午前10時～午後5時
- 支払方法：申込受付完了後、参加料金を次の振込先にお振込み下さい。

※振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

佐賀銀行 唐津支店 店番 635 口座番号 2054431 口座名義 シャ)カラツカンコウキョウカイ

- キャンセル：キャンセルされる場合は、3日前までに必ずご連絡をお願いします。

キャンセル料は下記取消料率に基づきます。

お申し込み・お問い合わせ

一般社団法人唐津観光協会 〒847-0816 唐津市新興町 2935-1
唐津よかばい旅倶楽部 電話：(0955) 74-3611 FAX：(0955) 74-3612
E-mail：info@karatsu-kankou.jp

『唐津やきもん食べ歩き』申込書 **FAX:0955-74-3612**

申込日：平成29年 月 日

(一社)唐津観光協会 よかばい旅倶楽部 行

私は、ツアーの実施にあたり、必要な旅行保険への加入に同意し、手配に必要な範囲内での運送機関・保険会社、その他ツアーに必要な業者への個人情報提供について了承の上、申し込みます。

ご氏名	ご住所	年齢	性別	電話番号(※日中連絡がとれる番号)
フリガナ	〒		男・女 歳	携帯 TEL
フリガナ	〒		男・女 歳	携帯 TEL

※この申込書1枚で、最大2名様まで申し込みます。2名以上の場合はコピーしてお使いください。※確認のお電話をする場合がございます。ご不明な点はお問い合わせください。

ご旅行条件書

(本旅行条件書の要約)
この旅行条件書は、唐津よかばい旅倶楽部(一般社団法人唐津観光協会 ATA事業部)以下「当社」といふが企画・募集・実施する募集型企画旅行の旅行条件書となります。旅行条件書第12条の4に定める取引条件説明書及び、同法第12条の5に定める契約書面の一部です。

(契約の申込み)

1. 当社が募集型企画旅行の契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。以下に所定の事項を記入の上、旅行代金の20%以内で当社が別に定める金額の申込金と共に、当社に提出しなければなりません。
2. 当社に申込書の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みしよとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項(以下「申込書」といいます。以下に所定の事項を記入の上、旅行代金の20%以内で当社が別に定める金額の申込金と共に、当社に提出しなければなりません。
3. 第1項の申込みは、旅行代金又は取消料若しくは違約金の一部として取り扱います。
4. 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込書に申し出ていただくこととし、当社は可能な範囲内で対応します。
5. 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために特別な措置を要する費用は、旅行者の負担とします。

(電話等による予約)

1. 当社は、電話、郵便、ファクスその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の申込みは契約成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知をした後、当社が定める期限内、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込みと申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。
2. 前項の定めるところにより申込書と申込書の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の申込みは、当該予約の受付の地位によるものとします。
3. 旅行者が第1項の期限内に申込みを提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当該申込みはなされたものとして取り扱いません。

(契約締結の拒否)

1. 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
 - ① 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

(旅行企画)

佐賀県知事登録旅行業第2-63号

唐津よかばい旅倶楽部
一般社団法人唐津観光協会

- ② 任意旅行者数が募集定数に達したとき。
- ③ 旅行者の旅行行動が安全を及ぼさず、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- ④ 当社の業務上の都合があるとき。
- ⑤ 通称契約締結しようとする旅行者の所持するクレジットカードが有効な期限等、旅行者が旅行代金等に用いる債務の一部又は全部を債権会社のカード会社規約に従って決済できないとき。

(契約書の交付)

1. 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、第5条第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。
2. 通称契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発送する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

1. 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。
2. 当社が募集型企画旅行契約により予約し旅行者を管理する費用を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによりします。

(確定書面)

1. 前条の第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機材の名称を記載できない場合は、当該契約書面において利用予定の宿泊機材及び表示上重要な運送機材の名称を添付して印刷した上で、当該契約書面を交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日)以前に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日の前日までの契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)を交付します。
2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
3. 前項の確定書面を交付した場合は、前条第2項の規定により当社が手配し旅行を管理する費用を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところと確定されます。

(旅行中止の場合)

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行者の理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

2. 参加のお客様が、当「イベント」に明示した最少参加人数に満たない場合、旅行の進行を中止する場合があります。

(旅行代金及びお申込金)

1. 旅行者は、旅行開始日以降で契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払われなければなりません。ご参加のお客様が、クレジットに利用した最小参加人数に満たない場合、旅行の進行を中止する場合があります。
2. 旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目に当たる日より前(お申込みが開始の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。
3. お申込金(返金)

旅行代金	お申込金
6万円未満	旅行代金の20%
3万円未満	6,000円

国内旅行に係る取消料

区 分	取 消 料
a. 次項以外の募集型企画旅行契約	
① ②から④までに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金を 金額を明示した場合には除く。)	企画旅行に 相当する金額
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって ② 20日(日曜日旅行にあっては10日)に当たる日以前に解除 (③から④までに掲げる場合を除く。)	20%以内
③ 7日目に当たる日以前に解除 (④から⑤までに掲げる場合を除く。)	30%以内
④ 前日に解除	40%以内
⑤ 当日に解除(旅行に関する場合を除く。)	50%以内
⑥ 旅行開始日の解除又は無連絡不参加	100%以内
b. 前項の取消料を利用する募集型企画旅行契約	当該契約に係る 取消料の総額とする

TEL 0955-74-3611 FAX 0955-74-3612

〒847-0816 佐賀県唐津市新興町2935-1 JR唐津駅構内

総合旅行業務取扱管理者 古賀 修

旅行業務取扱管理者とは、お客様を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡なく上記の取扱管理者にお尋ねください。